

隣保館運営事業等県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域住民の生活向上を図るため、市町村が隣保館等において行う事業を効果的に推進するため、その運営に要する経費について、当該市町村に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

一 隣保館運営事業

平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」（以下「設置運営要綱」という。）に基づき市町村が行う基本事業。

二 隣保館等における隣保事業

設置運営要綱及び平成14年8月29日付け社援地第0829001号厚生労働省社会・援護局長通知「隣保館の設置及び運営について」に基づき市町村が行う次の事業。

(ア) 隣保館における隣保館デイサービス事業

(イ) 隣保館における地域交流促進事業

(ウ) 隣保館における相談機能強化事業

(エ) 広域隣保活動事業

(補助対象経費、基準額及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表のとおりとし、当該経費に対する補助額は、補助対象経費と基準額とを比較して少ない方の額に別表の補助率を乗じて得た額以内の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付に際しては、次の条件が付せられるものとする。

一 この事業種目に要する経費を他の事業種目の経費に充ててはならない。

二 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）及び事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

四 事業により取得し、又は効用の増加した備品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

五 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成し、これを当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかななければならない。

(備品等の処分制限)

第5条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の備品等については、知事が定める期間を経過するまで知事の承認を受けなければ補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合には、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村の長は、規則第4条第1項の規定による交付申請書を提出するものとし、その様式は様式第1号のとおりとする。

2 前項の交付申請書の提出時期は、毎会計年度別に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする市町村に通知するものとする。

(添付書類の省略)

第7条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(概算払)

第8条 知事は、特に必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

(交付決定通知書)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 市町村の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、当該事業の完了(補助事業の廃止の場合を含む。)の日から起算して1か月を経過した日又は当該補助事業の属する会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

(確定通知書)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備保管)

第13条 市町村の長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和45年度の補助金から適用する。

2 地方改善施設整備事業等県費補助金交付要綱(昭和43年8月1日福第1572号埼玉県民生部長通知)は、廃止する。

附 則(昭和46年12月9日同第218号埼玉県民生部長通知)

この要綱は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度の補助金から適用する。

附 則(昭和48年1月25日同第20号埼玉県民生部長通知)

この要綱は、昭和48年1月25日から施行し、昭和47年度の補助金から適用する。

附 則(昭和48年10月22日同第387号埼玉県企画財政部長通知)

この要綱は、昭和48年10月22日から施行し、昭和48年度の補助金から適用する。

附 則(昭和49年10月17日同第323号埼玉県企画財政部長通知)

この要綱は、昭和49年10月17日から施行し、昭和49年度の補助金から適用する。

附 則(昭和50年8月30日同第237号埼玉県企画財政部長通知)

この要綱は、昭和50年8月30日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。

附 則(昭和51年10月2日同第202号埼玉県企画財政部長通知)

この要綱は、昭和51年10月2日から施行し、昭和51年度の補助金から適用する。

附 則(昭和52年8月31日同第179号埼玉県企画財政部長通知)

この要綱は、昭和52年8月31日から施行し、昭和52年度の補助金から適用する。

附 則(昭和53年7月5日同第99号埼玉県企画財政部長通知)

この要綱は、昭和53年7月5日から施行し、昭和53年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年7月16日から施行し、昭和54年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年8月9日から施行し、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年9月29日より施行し、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月2日より施行し、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月20日より施行し、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月21日より施行し、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年8月27日より施行し、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月10日より施行し、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月4日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月30日から施行し、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年8月18日から施行し、平成元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年11月9日から施行し、平成2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年10月3日から施行し、平成3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月17日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月14日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月14日から施行し、平成6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年12月19日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年8月28日から施行し、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年1月28日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年1月8日から施行し、平成10年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行し、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月23日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年1月25日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年1月21日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月21日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月30日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

別表（第3条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費	基 準 額	補 助 率
1 隣保館 運営費	隣保館運営のために必要な従事職員の報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需要費、役務費 (保険料を除く。) 使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	1 相談事業等 知事が承認した額	3 / 4
		2 相談事業充実費 必要に応じ相談事業の充実を図る場合は、知事が承認した額。 ただし、事業期間が1年に満たない場合 承認額× $\frac{\text{事業月数}}{12}$ の額	
		3 周辺地域巡回事業 1館当たり年額 176,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合 176,000円× $\frac{\text{事業月数}}{12}$ の額	
	4 社会調査及び研究事業の充実 知事が承認した額		
	隣保館職員の研修会参加に必要な負担金		
2 隣保館 デイサービス 事業費	隣保館デイサービス事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需要費、役務費 (保険料を除く。)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	1館当たり年額 1,191,000円	3 / 4
3 地域交 流促進 事業費	地域交流促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費 (保険料を除く。)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	1 休日等開館事業 5,992円×活動延日数 ただし、年間24日以上であること。 2 交流促進講座開設事業 1館当たり年額 413,000円 ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること。	3 / 4
4 相談機 能強化 事業費	相談機能強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需要費、役務費 (保険料を除く。)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	1館当たり年額 870,000円	3 / 4

5 広域隣保活動事業費	広域隣保活動事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）委託料、使用料及び賃借料、役務費、原材料費、備品購入費	1ヶ所当たり年額 1,307,000円	3 / 4

様式第1号（第6条関係）

令和 年度隣保館運営事業等県費補助金交付申請書

令和 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

下記により、令和 年度隣保館運営事業等県費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|----------------------------|-----------|---|
| 1 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金所要額調 | 別紙1のとおり | |
| 3 支出予定額内訳 | 別紙2のとおり | |
| 4 隣保館運営事業等実施計画 | 別紙3のとおり | |
| 5 従事職員状況 | 別紙4のとおり | |
| 6 添付書類 | | |
| (1) 歳入歳出予算書抄本 | | |
| (2) 隣保館（広域隣保事業）設置条例及び運営規則等 | | |
| (3) その他参考となる資料 | | |
| 7 交付方法 | 精算払 ・ 概算払 | |
| (概算払の場合は理由を記入) | (理由： |) |

様式第2号（第9条関係）

令和 年度隣保館運営事業等県費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度隣保館運営事業等県費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 事業種目

2 交付金額 金 円

3 交付方法

4 交付条件

- (1) この事業種目に要する経費を他の事業種目の経費に充ててはならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）及び事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した備品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成し、これを当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかななければならない。

様式第3号（第11条関係）

令和 年度隣保館運営事業等県費補助金実績報告書

令和 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成
年度隣保館運営事業等の実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の
規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 補助金精算額調 | 別紙1のとおり |
| 2 支出済額内訳 | 別紙2のとおり |
| 3 隣保館運営事業等実施結果 | 別紙3のとおり |
| 4 従事職員状況 | 別紙4のとおり |
| 5 添付書類 | |
| (1) 歳入歳出決算（見込）書抄本 | |
| (2) その他参考となる資料 | |

様式第4号（第12条関係）

令和 年度隣保館運営事業等県費補助金交付額確定通知書

令和 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度隣保館運営事業等県費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

記

1 事業種目

2 確定額 金 円